

事務連絡
令和4年12月6日

県立学校長 様

石川県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本日第67回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添本部会議資料参照）が開催され、この冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることに加え、これから年末年始を迎え、人との接触の機会が増加し、感染リスクが高まることから、改めて基本的な感染防止対策の徹底が必要であることが確認されました。

感染防止については、これまで、11月15日付通知等によりその徹底を図るようお願いしてきたところですが、下記の点について、再度、教職員に周知するとともに児童生徒への指導を徹底願います。

また、児童生徒に対しては、あらゆる機会を捉えて、感染症対策について再度徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染症対策を徹底いただくよう周知願います。

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る。
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える。
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校や外出を控える。
- ・暖房中であっても、こまめに換気を行う。
- ・カラオケボックス等の遊興施設など、混雑している場所や時間を避け、感染リスクが高い場所への外出や移動は控える。
- ・都道府県をまたいで移動する際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- ・呼吸が激しくなる運動を行う際や、自転車・徒歩での登下校時等、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す。（6月16日付事務連絡「夏季における児童生徒のマスク着用にかかる運用の徹底について」参照）
- ・授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫を行う。（8月10日付事務連絡「文化祭、体育祭等の実施にあたって確認すべき事項について」参照）

【飲食を伴う場面について】

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、大声での会話を控える。
- ・寮や寄宿舎、学校の食堂においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する。

- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用は自粛し、会話をする際にはマスクを着用する。

【感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動について】

- ・以下に示す学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。
 - ◇生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ◇室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
 - ◇生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
 - ◇生徒が密集したり接触したりする運動

【部活動について】

- ・部活動中に飲食する場合は、向かい合わないようにし、大声での会話を控える。
- ・部活動前後の集団での飲食は控える。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える。
- ・大会等に参加する場合は、6月30日付事務連絡「部活動の制限の解除について」で示した事項について改めて確認する。

【寮や寄宿舎において】

- ・居室内でも就寝時を除いてマスク着用を基本とする。
- ・換気をこまめに行う。
- ・食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける。

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するために PCR 検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、児童生徒に徹底する。
- ・陽性者判明後は、保健体育課事務連絡に従い、所定の様式により、必要事項を速やかに把握する。
- ・臨時休業期間が長くなる場合に備えて、生徒の健康チェック、課題等の指示、提供等について適切に対応できるよう Google Classroom 等の活用について事前に確認しておく。また、児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、ICTの活用等により学習の機会を確保する。
- ・休日等においても保護者からの連絡が管理職に届くよう体制を整える。

【ワクチン接種への正しい理解の促進について】

- ・令和3年7月9日付学校指導課事務連絡に添付した「話し合おう”ワクチン”のこと」を活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。

【体調不良の児童生徒について】

- ・体調不良の児童生徒については、登校や外出をせず、自宅療養、医療機関の受診を行うこと、また、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに帰宅し、検査や自宅療養、医療機関の受診など適切な措置を行うことが基本であることを徹底する。